



平成23年6月30日

東京都融資制度「緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等支援融資制度」 の取扱開始について

このたびの東日本大震災により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

筑波銀行（頭取：木村 興三、本店：茨城県土浦市）は、東京都が緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向け、本年4月に「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、耐震診断の義務化を行うに際し6月に実施した、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断等に要する費用を対象とした融資制度の実施金融機関の募集に応募し、今般実施金融機関に選定されたのでお知らせいたします。

記

1. 実施金融機関として取扱いを開始する融資制度の概要

制度名称	東京都「緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等支援融資制度」	
お使用道	耐震診断費用	耐震改修工事費用
対象建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物 ・敷地が特定緊急輸送道路に接すること ・昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築されたもの ・高さが道路幅員の概ね1/2以上	すべての緊急輸送道路沿道建築物 ・敷地が緊急輸送道路に接すること ・昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築されたもの ・高さが道路幅員の概ね1/2以上 ・延べ面積10,000㎡以下
ご利用いただける方	上記建築物の所有者で、事業税および法人税等（個人については所得税）を納付している者	上記建築物の所有者で、事業税および法人税等（個人については所得税）を納付している個人または中小企業者（*1）
ご融資金額	1億円以内	
ご融資期間	10年以内	
融資利率	財務内容に応じて決定いたします。 *通常より低金利でご利用いただけます。	
担保・保証人	必要に応じて	
取扱店	全 店	

（*1）従業員数や資本金等の規模が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）、第2条第1項各号のいずれかに該当する方

2. 取扱開始日

平成23年7月4日（月）

以 上